

平成25年度 第2回 第1支部会 議事要点記録

日時 平成26年2月21日(金曜日) 14時00分から15時30分

場所 桜台地域集会所 集会室1・2

出席者 佐藤 健治(小竹町会会長・第1支部長)

齊藤 光紀(練馬区旭丘二丁目町会会長・第1副支部長)

小林 隆雄(旭丘一丁目町会会長)

押田 光雄(栄町会会長)

篠 弘昭(桜台2・3丁目町会会長)

品田 正一(桜台4丁目南町会会長)

林 文夫(桜台自治会会長代理)

森 弘子(桜台一丁目町会会長代理)

小彼 光男(羽沢町会会長・町会連合会会計)

岡村 宏平(桜台親和町会会長・町会連合会監査)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)

嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)

吉田 富次(桜台地域支援推進員)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計15名

1 開会挨拶 第1支部長 佐藤 健治
町会連合会会計 小彼 光男
町会連合会監査 岡村 宏平

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1) 区民事務所等の見直しについて

〔区民サービス担当課〕

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康

保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった）郵便局への行政証明書発行事務の委託化（この地域では、案として、練馬桜台二郵便局を調整中）6つの公金のコンビニ収納の利用促進）身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）区民事務所の増設（早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ）区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

（質問）説明は夜間でも対応してもらえるか？

（回答）呼んでいただければ優先して説明に伺う。

（質問）出張所に人は配置されるのか？

（回答）一定の人数は配置し、取次業務や体制の変更に関する案内を行っていく。

（質問）出張所での対人による証明書交付は無くなるのか？

（回答）その通りである。自動交付機あるいは郵便局での証明書交付となる。出張所の職員が機械の操作や郵便局への案内を丁寧に行っていく。

（意見）この地域の住民が利用するのは、練馬区民事務所と桜台出張所のみである。見直しによる変更点について、この地域限定の説明資料を作成してほしい。

（回答）了解した。

（質問）例えば、別の地域でも証明書の交付が受けられるのか？

（回答）どの出張所でも、対人による証明書の交付は受けられなくなる。郵便局については、区内60局ある内の11局のみ証明書交付が受けられる。コンビニはどこでも対応している。

（意見）戸籍の謄抄本などは、自動交付機でも取れない。そういったところの説明をよく行ってほしい。

（回答）それも含めて、地図等地域別の説明資料を用意して、混乱が起らないよう努めていきたい。

（質問）軽自動車税の納税証明書は、区民事務所でしか取れなくなる。

（回答）その通り。なるべくわかりやすい資料を作成するつもりだが、合わせて、出張所での丁寧な案内を行っていく。ご理解をお願いしたい。

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいていた「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書(第1号様式)(8ページ記載)を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう(代表者住所・電話番号は非公開とすることができる)。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

(質問) 名簿のコピーは取らせていないのか。

(回答) 件数が多い場合は、コピーで対応することもある。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(質問) 来年度の予算額は？

(回答) 来年度も 1 億 5,000 万円の予定と聞いている。

(3) 今後の予定について

資料 3 に基づき説明。

2～3 月中に各支部会を実施。4 月に常任理事会、5 月に総会・懇親会、7 月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(4) その他(質問および情報交換)

(質問) 町会・自治会調査票に記載する役員の範囲はどこまでか？

(回答) 地域振興課では役員の範囲を定めていない。各町会・自治会の規約上で定めている役員の範囲を考慮し、ご記入をお願いしたい。ちなみに区民表彰の対象になる役員在職年数は 25～30 年である。

(意見) 区役所に提出する書類が、多くなったり、細かくなったり、年々煩雑になっている。地域振興課だけではないが、簡素化してほしい。

(回答) 選択式にするなど、工夫をしていきたい。

(意見) 掲示板ポスターのサイズが、年々大きくなっている。貼りきれない。できるだけ小さいサイズをお願いしたい。

(意見) 雨風対策として、掲示板にアクリルでもいいので扉をつけてほしい。豊島区などではそのようにしている。

(回答) すべての公設掲示板に付けるのは困難である。申し訳ない。

(意見) 期日が長いポスターは、すぐにダメになってしまう。タイミングも重要である。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年 4 月 14 日に、練馬駅北口複合施設 (Coconeri) がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4 階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeri ホール」「産業振興センター」の 3 つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeri ホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は 50 パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(質問) 町会・自治会で団体登録をして、その部会が利用することも可能か？

(回答) 例えば防災部などでの利用は可能である。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。また、助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について

〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内

〔安全・安心担当課〕

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6)「地域防犯防火連携組織」のご案内

〔安全・安心担当課〕

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(質問) イメージ図になぜ消防団が入っていないのか？

(回答) あくまでもイメージ図である。担当課に確認しておく。

実際に消防団が組織に加入しているところもある。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について

〔日本赤十字社〕

25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いである。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかりと食べて、健康に生活をしていっていただきたい。昨年、和食がユネスコの無形文化遺産に登録されたが、和食を次世代に伝えていくことが課題と言われている。まず大人がしっかりと野菜を食べ、和食のおいしさを次世代に伝えていくような食生活を実践していくということが課題になっているのではないかと考えている。今回の冊子では、昔ながらの「一汁三菜」の食事等を重点に作成した。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。作成部数は 20,000 部である。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

この冊子は、手紙の形式で、「大切な人へ元気でいてほしい」を伝える一通の手紙のようなものとなっており、作成した団体の思いがたくさん入っている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにはいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使つての話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたい。

～ その他情報交換 ～

練馬区町会・自治会名簿と区民表彰について

町会・自治会加入促進活動について（小竹町会の取り組み）

敬老のお祝いについて

閉 会

以上

平成25年度 第2回 第2支部会 議事要点記録

日時 平成26年2月25日(火曜日) 14時00分から15時30分

場所 早宮地域集会所 集会室1・2

出席者 伊藤 一男(仲二町会会長・第2支部長)
渡辺 勉(早宮一丁目自治会会長・第2副支部長)
関本 公隆(錦一・二丁目町会会長)
北川 雄重(仲町五丁目町会会長)
南雲 隆洋(ひばりが丘睦会会長)
川島 英雄(平和台一丁目町会会長)
鬼塚恵美子(平和台二丁目第3アパート自治会会長)
吉澤 福三(早宮3・4丁目町会会長)
常田 利治(練馬北町六丁目自治会)
篠原 登(仲一自治会会長代理)
川島 藤行(仲三睦会会長代理)
眞田 功(平和台二丁目町会会長代理)
水野とよ子(平和台二丁目若葉会会長代理)

敬称略

嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)
羽鳥 雅幸(区民サービス担当課区民サービス担当係)
室越 正光(第二地域支援推進員)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)
古山 愛子(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計18名

1 挨拶 第2支部長 伊藤 一男

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1) 区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合

わせると窓口事務の約 8 割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約 7 割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から 6 年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という 4 つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年 10 月から税証明も自動交付機で取得可能となった）郵便局への行政証明書発行事務の委託化（見直しを行う 11 の出張所近くの郵便局に委託を行う。第二出張所は区民事務所になるので郵便局への委託は行わない）6 つの公金のコンビニ収納の利用促進）身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）区民事務所の増設（早宮にある第二と関の 2 つの出張所を区民事務所へ）区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））、という 4 つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報特集号、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

（質問）区民事務所になることのメリットとして、住所異動の届出ができることになる以外に何があるか？

（回答）印鑑登録ができる。また、営業時間が夜 7 時まで延長になる。

（質問）第二出張所は狭い。今後の改修等の予定を教えてください。

（回答）体制移行に向けて、区民事務所の窓口を少し広げるためのレイアウト変更を行う。

また、平成 27 年度に大規模改修（耐震工事）を予定している。そのため、今回の体制移行時には必要最低限のレイアウト変更止め、大規模改修時に大幅なレイアウト変更を予定している。ただし、土地の広さは変わらないので、狭さは変わらない。また、2 階の集会所については大幅な変更はない。

（質問）育成委員会の事務室はどうなるか？

（回答）半分程度は区民事務所のスペースになる。大規模改修時に再度レイアウト変更を行う。

（質問）大規模改修の 1 年間は集会所の会議室は使えなくなるのか？

（回答）おそらくそうなると思う。時期が近付いてきたら改めてご説明させていただく。

（意見）可能な限り期間を短縮してほしい。

2 議題

（1）町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）（8ページ記載）を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問）世帯数を確認できる書類とはどんな書類か？

（回答）例えば決算書などである。その決算書の会費収入から世帯数を確認させていただく。他には総会議事録に世帯数が記載されていればそれでもかまわない。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

（質問）月に1度、町会で個人所有の車両を活用して防犯パトロールを行っている。この防犯パトロールを事業内容（駐車場代等）として申請をしたが、都から却下され

た。

(回答)地域の底力事業は、活動に対する経費に助成をする制度であり、施設整備的な助成金ではない。助成金の用途にも色々と制約があり、個人所有の車両の駐車場代には助成金は充てられない。一方で、車両のレンタル料や謝礼金であれば、上限はあるが、助成の対象になる可能性はある。

(質問)事例の中で、「コピー機トナー」を助成金で購入しているが、どういうことか？

(回答)この自治会はコピー機を持っており、事業周知用のチラシやポスターを印刷するために「コピー機トナー」を購入することとした。事業に必要な経費は助成対象となる。

(質問)書類関係は一般の方が作成できるようなものか？

(回答)大変だという声は聞く。地域振興課でお手伝いをさせていただく。決算関係書類などは厳格である。

(質問)町会名入りのベストが欲しい。この助成金が使えるか？

(回答)何らかの活動にベストが必要であるならば、助成金で購入できる。具体的には個別にご相談をいただきたい。

(3)今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会(加入世帯500世帯以上の町会・自治会)、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見)特になし。

3 その他

(2)区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3)区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、

その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について [震災対策担当課]

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受け

られたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成 26 年度赤十字活動資金募集(お願い)について
〔日本赤十字社〕

25 年度の御礼と 26 年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25 年度の実績は資料のとおり。25 年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26 年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年 5 月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかりと食べて、健康に生活をしていただきたいと思います。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が 20,000 部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介
〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかない。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は 20,000 部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使つての話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

閉 会

以上

平成25年度 第2回 第3・9支部会 議事要点記録

日時 平成26年2月25日(火曜日) 10時00分から12時00分

場所 練馬区役所本庁舎19階 1905会議室

出席者 小林 實(練馬区貫井町会会長・第3支部長)
一杉 重之(豊玉北四丁目自治会会長・第9支部長)
内田 吉成(中村東町会会長・第3副支部長)
石本幸四郎(練馬区向山町会会長)
草間 俊行(向山西町会会長)
堀内 公英(豊玉第四町会会長)
鈴木 茂三(豊玉南住宅自治会会長)
山田 卓(豊玉南第五町会会長)
岡 孝(練馬一丁目原町睦会会長)
石田 勇作(練馬一丁目西睦会会長)
若林 哲男(練馬二丁目町会会長)
福島 博(練馬三丁目町会会長)
久我 善藏(練馬三丁目交友会会長)
川端 法子(豊玉西町会会長代理)

木内 幹雄(練馬中央自治会会長・町会連合会監査)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)
羽鳥 雅幸(区民サービス担当課区民サービス担当係)
立川 信夫(第一地域支援推進員)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)
古山 愛子(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計21名

1 挨拶 第3支部長 小林 實
第9支部長 一杉 重之
町会連合会監査 木内 幹雄

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進(税証明書等の自動交付機の拡充(昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった)、郵便局への行政証明書発行事務の委託化(見直す出張所近くの11局のみ。第三出張所については、案として、貫井郵便局を調整中)、6つの公金のコンビニ収納の利用促進)

身近な窓口としての出張所の継続(職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続)、区民事務所の増設(早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ)、区民事務所のサービスの拡大(練馬区民事務所を毎土曜開庁(他は土曜開庁は実施しない))、という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2~3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報特集号、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

(質問)各家庭への周知はどのように行うのか?

(回答)区報、ホームページはもちろん、住民説明会なども行っていく予定。また、各出張所でポスターを貼り、周知をしている。

(意見)各出張所での周知、説明を充実させてほしい。

(質問)職員配置の見直しはどうか?

(回答)現状の出張所および区民事務所の職員数を増やさずに、新たに区民事務所を2か所増設する。区民事務所では多岐にわたる業務を行っているので、そのスキルアップが課題。

(質問)町会の集まりでの説明は、夜間でも対応していただけるか?

(回答)夜間でも構わない。ご連絡をお願いします。

(質問)自動交付機はとても便利だが、戸籍関係書類が取れない。今後どうなるか?

(回答)今後、マイナンバー法案の動向を見極めながら、区民事務所でのサービスやその

他のサービス体制を検討していく必要があると考えている。

(質問) 日曜日の開庁は？

(回答) 現状の第3土曜日の利用実績は少なく、平日の方が多い。コストもかかるため、ひとまず練馬区民事務所での毎週土曜日開庁とさせていただいた。体制移行後の検証を踏まえて、今後の検討課題とさせていただきたい。

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書(第1号様式)(8ページ記載)を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう(代表者住所・電話番号は非公開とすることができる)。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

(質問) 名簿というのは、町会で作った名簿のことか？

(回答) 各町会・自治会からご提出いただく町会・自治会調査票を基に作成している、毎年7月1日を基準日とした練馬区町会・自治会名簿のことである。町会で作成した名簿のことではない。

(質問) 安全安心パトロールの保険と町会活動保険とは違うのか？

(回答) 別のものである。補償の範囲や内容も異なる。

- (質問) スポーツ等は保険の対象にならないこととしているが、町会の運動会も対象とならないのか？
- (回答) 町会スタッフの方が準備・運営でけがをした場合は対象となる。町会員の方がその運動会の競技中にけがをした場合は対象とならない。
- (意見) 運動会を行う場合は、この活動保険とは別に加入している。
- (質問) 盆踊りでやぐらの組み立てや片付けを町会役員がやっているが、それで事故があった場合には対象となるか？
- (回答) 対象となる。今加入している保険の内容と比較してほしい。
- (質問) 町会が個別に入っている保険とこの活動保険と、両方の保険金の請求ができるか？
- (回答) 対象のものであれば、両方できる。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にしていきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会(加入世帯500世帯以上の町会・自治会)、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(4) その他情報交換

- ・向山町会の加入促進活動の紹介(地図上で加入・未加入世帯の色分け、勧誘活動)と町会名簿作成に関するお困りごと(個人情報保護の過剰反応)
- ・向山西町会での加入事例(数世帯まとめて町会に加入した事例)の紹介
- ・各町会における町会名簿等の作成に関する苦勞や収集方法についての情報交換
- ・国勢調査、表札の有無など
- ・若者の対人関係、コミュニケーション能力、社会性、人間力を育てる地域活動

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設（Coconeri）がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeri ホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeri ホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について

〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

- (5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]
「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の ~ 記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給（4年に1度更新有り・上限有り）安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。
ぜひご登録をお願いしたい。
- (6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]
この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。
昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。
組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。
ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。
- (7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集（お願い）について [日本赤十字社]
25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。
- (8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ！1日5とれとれ！」のご紹介 [健康推進課]
昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ！1日5とれとれ！」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたい。
配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかない。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は 20,000 部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っの話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

(意見) この「食と防災」はとても役に立つと、女性に評判である。

閉 会

以上

平成25年度 第2回 第4支部会 議事要点記録

日 時 平成26年3月4日(火曜日) 18時00分から19時15分

場 所 春日町地域集会所 集会室1・2

出席者 橋本 貞夫(高松町会副会長・第4支部長)
大城 哲雄(春日町町会副会長・第4副支部長)

浅沼 敏幸(春日町町会会長・町会連合会副会長)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)
嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)
門脇 泰雄(第四地域支援推進員)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計8名

1 挨拶 第4支部長 橋本 貞夫
町会連合会副会長 浅沼 敏幸

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進(税証明書等の自動交付機の拡充(昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった)、郵便局への行政証明書発行事務の委託化(この地域では、案として、練馬春日南郵便局を

調整中) 6つの公金のコンビニ収納の利用促進) 身近な窓口としての出張所の継続(職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続) 区民事務所の増設(早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ) 区民事務所のサービスの拡大(練馬区民事務所を毎土曜開庁(他は土曜開庁は実施しない)) という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2~3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

(質問) 出張所の職員は何人体制になるのか?

(回答) 現在は5人。移行後の丁寧な案内という意味も含めて、26年度については3名配置させていただく。その後は、派遣等も含めて検討・調整させていただく。

(意見) コンビニ収納はとても便利。

(回答) バーコードによるもので、書類記入の必要が無いのでとても便利であると思う。自動交付機の利用を推進するとともに、機械が不得手な方については、郵便局を利用してもらうという体制を取りながら、地域でのサービス水準を維持し、区全体のサービスを拡充していきたい。

(意見) 春日南郵便局はかなり遠い。バス停で2つ先なので、間違えて出張所に来てしまった方の対応は厳しいものになると予想される。

(回答) 最寄りの駅前郵便局は、業務多忙等の理由で断られてしまった経緯がある。今回の体制変更で、この先ずっと変わらないという訳ではない。一定の期間経過後、郵便局の利用状況等を見ながら検証をしていきたいと考えている。また、地図等地域別の説明資料を作成し、どこで何の手続きが可能なのかが分かりやすくお示ししていきたい。

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これ

まで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）（8ページ記載）を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問・意見）特になし。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

（質問）区単位で件数制限などはあるか？

（回答）特になし。多くの町会・自治会にご活用いただきたい。

（3）今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会（加入世帯500世帯以上の町会・自治会）、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

（質問・意見）特になし。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設（Coconeri）がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeri ホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeri ホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について

〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

- (5)「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]
「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の ~ 記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。
ぜひご登録をお願いしたい。
- (6)「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]
この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。
昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。
組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。
ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。
- (7)赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について [日本赤十字社]
25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。
- (8)食育実践ハンドブック「野菜とれとれ!1日5とれとれ!」のご紹介 [健康推進課]
昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ!1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたい。
配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通して防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は 20,000 部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っただけの話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

閉 会

第 4 副支部長 大城 哲雄

以上

平成25年度 第2回 第5・6支部会 議事要点記録

日時 平成26年3月7日(金曜日) 19時00分から20時30分

場所 旭町地域集会所 集会室1・2

出席者 本橋 和三(旭町一丁目町会会長・第5支部長)
平野 一枝(光が丘第一自治会会長・第6支部長)
浅沼 義昭(練馬区土支田町会会長・第5副支部長)
橋本 正(旭町三丁目町会会長・第6副支部長)
久保 忠幸(旭町二丁目町会会長)

高橋 司郎(光が丘地区連合協議会会長・町会連合会副会長)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)
嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計10名

1 挨拶 第5支部長 本橋 和三
第6支部長 平野 一枝
町会連合会副会長 高橋 司郎

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率

の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった）郵便局への行政証明書発行事務の委託化（この地域では、案として、練馬旭町郵便局を調整中）6つの公金のコンビニ収納の利用促進）、身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）、区民事務所の増設（早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ）、区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））、という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報特集号、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

（質問）旭町の郵便局とはどこか？

（回答）旭町二丁目にある郵便局である。区内では一番近い郵便局になる。これから本格的に周知を行っていくが、間違えて出張所に来る方もいると思う。そうしたときのためにも、できる限り近い郵便局を選ぶようにしている。

（意見）第六出張所からは少し距離がある。

（意見）この地域では、光が丘区民事務所に行く方が多い。

（質問）光が丘郵便局では手続きできるのか？

（回答）光が丘は区民事務所があるので、光が丘郵便局には委託しない。今回の見直しで先々ずっと変わらないということではない。実績を見ながら、さらなるサービス向上のために、検証を行っていく。

2 議題

（1）町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これ

まで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）（8ページ記載）を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問）自治活動推進補助事業の様式について、支出予定額の合計は、世帯割額と基礎額の合算額以上の金額にする必要があるか？また、記入欄が3つになっているが、それ以上は書けないのか？

（回答）この様式は見本である。事業名は3つ以上ご記入いただいて構わない。申請書の様式をお送りするときには、誤解が生じないように工夫したい。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

（質問）組み立て式のトイレを購入したいが可能か？

（回答）この助成金では、一つ当たりの単価が高い物は購入できない。最大で助成金額の3割までとなっている。その範囲であれば、訓練に使用するトイレを購入することは可能。また、2回目以降の申請になると、申請区分によって補助率が変わる。具体的には個別にご相談いただきたい。

（3）今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会（加入世帯500世帯以上の町会・

自治会) 5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(質問) 公用での予約が優先か？

(回答) そうなる。ただし、区役所外の施設なので、公用で目一杯会議室やホールを押さえてしまうということはないと思われる。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について

〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ゼ

ひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(意見) 旭町小学校でこの組織を設立している。月に1回パトロールを実施。かなりの人が集まる。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について [日本赤十字社]

25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。

毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかりと食べて、健康に生活をしていただきたい。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(意見) 紙質が良すぎる。どれだけの人がこれを見ているか。これだけインターネットが普及している状況では、無駄遣いになるのではないか。

(意見) 紙質を落とし、部数を増やした方がよい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成25年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成25年度実施事業として、「NPO法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる2つの団体関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにならない。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は20,000部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っただけの話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

閉 会

以上

平成25年度 第2回 第7支部会 議事要点記録

日時 平成26年2月27日(木曜日) 15時00分から16時30分

場所 田柄地域集会所 会議室

出席者 田中多喜男(北町西町会会長・第7支部長)

篠原 昇(公団住宅むつみ台自治会会長・第7副支部長)

綾部えつこ(北町5丁目第2アパート自治会会長)

北島 節子(都営田柄自治会会長代理)

下條 和夫(田柄町会副会長)

神藤 勝三(田柄町会事務長)

田中 喜芳(北町西町会総務部長)

吉田 一郎(田柄町会会長・町会連合会監査)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)

長谷川佳子(区民サービス担当課区民サービス担当係)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計12名

1 挨拶 第7支部長 田中 多喜男
町会連合会監査 吉田 一郎

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて

〔区民サービス担当課〕

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年 10 月から税証明も自動交付機で取得可能となった）、11 郵便局への行政証明書発行事務の委託化（この地域では、案として、練馬田柄二郵便局を調整中）、6 つの公金のコンビニ収納の利用促進）、身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）、区民事務所の増設（早宮にある第二と関の 2 つの出張所を区民事務所へ）、区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））、という 4 つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

（質問）自動交付機を利用する場合は、まずカードを作る必要があるのか？

（回答）印鑑登録カードもしくは自動交付機カードが必要となる。

（質問）操作の仕方は教えてもらえるのか？

（回答）出張所に職員がいるので、操作方法も丁寧にご案内する。

（意見）高齢者の中には機械が利用できない方もいる。一度ではなかなか覚えきれないと思われる。

（回答）そうしたご意見もあり、対人によるサービスとして郵便局への委託化を行うこととした。誤って出張所に来てしまった方への対応として、案内地図なども作成し、あるいは職員が郵便局までご案内するなど、丁寧に対応していきたい。

（意見）自分の自治会では、必ず年に一度は証明書が必要になり、この出張所の利用者も多い。大きな文字でわかりやすい自動交付機の操作案内板のようなものがあると助かる。

（回答）検討したいと思う。いずれにせよ案内は丁寧に行っていく。

（質問）年に1度、税証明が必要だが、光が丘であれば何でも対応していただけるのか？

（回答）昨年10月から自動交付機で税証明が取れるようになった。郵便局でも取れる。光が丘は区民事務所なので、自動交付機でも対人でも証明書の発行が受けられる。自動交付機は午前8時半から午後9時まで利用可能なので一番便利かと思う。

（質問）印鑑登録カードで自動交付機が使えるのか？

（回答）印鑑登録カードをお持ちの場合でも、自動交付機が利用できるかどうか確認する必要があるので、一度窓口にお越しいただきたい。

（意見）暗証番号が必要だが、暗証番号は忘れてしまうことが多い。

（質問）区報には載せるのか？

（回答）区報掲載する。その他にもタイミングを捉えて様々な方法により周知を行う。

（質問）カードを作る手数料は？

（回答）自動交付機カードは無料。印鑑登録カードを持っていない方は50円。印鑑登録カードを持っている方は当然無料。また、証明書交付手数料が対人サービスより

も 100 円安い。

(事務局) 自動交付機の利用登録は、7月22日前までならばこの出張所でできるが、移行後は、区民事務所でしか手続きができなくなるので要注意。

(質問) 利用登録に必要なものは？

(事務局) 本人確認書類(保険証等)が必要。即日発行の場合には、顔写真付きの証明書(免許書やパスポート)が必要。保険証の場合には、一度申請を受理した後、自宅に書類を送付して、再度窓口へ行く必要がある。

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書(第1号様式)(8ページ記載)を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう(代表者住所・電話番号は非公開とすることができる)。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

(質問) 最近、福祉関係の通販カタログが送られてきたが、町会・自治会名簿から住所等が調べられて送付されたものか？

(回答) 区からは町会・自治会長の住所や連絡先は公開していない。また、送付されてきたものの取扱については、各町会・自治会の判断にお任せする。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。

25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について [震災対策担当課]

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもへの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成 26 年度赤十字活動資金募集(お願い)について
〔日本赤十字社〕

25 年度の御礼と 26 年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25 年度の実績は資料のとおり。25 年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26 年度の資金募集については例年通りで、変更点は特になし。毎年 5 月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたいと思います。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が 20,000 部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通して防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は 20,000 部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っての話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

(質問・意見) 特になし。

閉 会 第 7 副支部長 篠原 昇

以上

平成25年度 第2回 第8支部会 議事要点記録

日 時 平成26年3月18日(火曜日) 14時00分から16時00分

場 所 北町地区区民館 多目的室

出席者 金子 実(北町一丁目二部町会会長・第8副支部長)

藁谷 光男(北町三丁目町会会長・第8副支部長)

瀬谷 定男(練馬北二自治会会長)

村上 悦栄(北町二丁目町会会長・町会連合会会計)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)

羽鳥 雅幸(区民サービス担当課区民サービス担当係)

岩松 勇(第八地域支援推進員)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計9名

1 挨拶 町会連合会会計 村上 悦栄

(議題に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて

〔区民サービス担当課〕

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進(税証明書等の自動交付機の拡充(昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった))

11 郵便局への行政証明書発行事務の委託化（この地域では、練馬北町郵便局）、6つの公金のコンビニ収納の利用促進）、身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）、区民事務所の増設（早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ）、区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））、という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

- （意見）出張所での窓口業務がなくなるのは賛成ではない。地域住民にとっては一番身近な場所である。高齢者にとって、コンビニは使い慣れているのでよいが、郵便局はいかがなものか。練馬北町郵便局は、現状でも混雑している。時には外にまで並んでいる。さらにこの行政証明書発行事務が加わるので、迅速・丁寧な対応ができるのかどうか疑問である。
- （回答）長年地域の方々に親しまれてきた場所であることは承知しているが、事務取扱件数が激減している状況の中で、見直しを検討せざるを得ず、今回の新しい体制への移行を進めていくこととなった。郵便局への窓口委託は、自動交付機だけでは困る方の対応として進めることとなった。郵便局へは、個人情報等を扱うことや待ち時間等について踏まえた上で、委託する局の選定をお願いし、この地域では北町郵便局が選定されたところである。他の地域では、断られた局もある。こうしたことから北町郵便局で対応できると郵便局側では判断していると考えている。また、出張所にも職員を一定程度残す。間違えて出張所へ来た方への自動交付機の利用案内等、丁寧な対応を行っていく。この体制の見直しで、今後ずっと変わらないという訳ではない。利用状況、ご意見、ご要望などを踏まえて、検証し、更なる改善を図っていきたい。
- （意見）区民事務所になる第二出張所の管内には郵便局が4つはある。第八は1つしかない。郵便局を活用するならば、第二の方が有効活用できたはずである。
- （回答）ひとまず見直しをさせていただき、丁寧に検証をさせていただく。
- （質問）コミュニティ支援についてはどうなっていくのか？
- （回答）方向性としては、コミュニティ支援はやっていく。具体的なやり方や開始時期については未定。モデル地域での状況等を踏まえながら、各地域の実情に合わせて進めていくことが重要。
- （事務局）コミュニティ支援については、皆さんにもご相談しながら、ご協力をいただきながら進めていかなければならないと考えている。今後もよろしくお願ひしたい。

2 議 題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書(第1号様式)(8ページ記載)を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう(代表者住所・電話番号は非公開とすることができる)。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

(質問) 町会では、神社のお祭りやその他文化的な活動にも協力をしている。そのため会計については、町会費とは分けて管理している。自治活動推進補助事業の使途で「お祭り」とあるのは、神社の祭りも含むのか？

(回答) 神社が関係するお祭りではなく、地域的な町会主催のお祭りのことである。申請書については、昨年の事業報告書などに記載した事業を参考にしてご記入をお願いしたい。

(質問) 事業報告時に領収書は付けるのか？

(回答) 領収書は必要ない。町会・自治会の決算書を添付してほしい。書類の書き方について不明な点があればご相談をいただきたい。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(質問) 北町の5町会で何か事業を行う場合、助成金額は100万円になるか？

(回答) ならない。規約のある連合組織であれば上限が100万円となる。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(4) その他

支部長の選出について

今回は欠席者もいるので、次回の支部会で支部長を互選により選出することになった。

26年度第1回の支部連絡会については、北町一丁目二部町会の金子会長にご出席をいただくことが決定。

その他

(質問) 地域集会所の利用について、使用料を事前に納付し、その証明書(納付書の半券)を持ってこない場合、どのように対応したらいいのか相談したい。

(回答) 担当から連絡をするよう伝える。

(意見) 施設利用について、システム化され、高齢者には操作が難しい。電話申込にも対応してほしい。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について

〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内

〔安全・安心担当課〕

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について [日本赤十字社]

25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介 [健康推進課]

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたいと思います。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたいと思います。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成25年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

[防災課・健康推進課]

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成25年度実施事業として、「NPO法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる2つの団体関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」

となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は20,000部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っての話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

(質問・意見)特になし。

~その他情報交換等~

- ・コミュニティバス氷川台ルートについて
- ・生活保護費受給者の実態調査について

閉 会

以上

平成25年度 第2回 第10支部会 議事要点記録

日時	平成26年2月22日(土曜日) 18時00分から19時00分
場所	プロムナード十番街集会所
出席者	光が丘地区連合協議会副会長・第10支部長 高瀬 欣一 プロムナード十番街自治会会長・第10副支部長 福住 光永 光が丘第三アパート自治会 コーシャハイム光が丘第三自治会 コーシャハイム光が丘第四自治会 いちょう通り東第一団地管理組合 いちょう通り東第三団地自治会 いちょう通り八番街団地管理組合 大通り中央1号棟自治会 大通り中央2号棟自治会 四季の香式番街自治会 光が丘パークタウン公園南住宅自治会 光が丘大通り南7-3-1自治会 春の風公園街団地管理組合 光が丘7-7-1号棟自治会 自治と防災の会さとざくら 光が丘7-8-1自治会 光が丘第二自治会

高橋 司郎(光が丘地区連合協議会会長・町会連合会副会長)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

1 挨拶 町会連合会副会長 高橋 司郎

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1) 区民事務所等の見直しについて

〔区民サービス担当課〕

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22

台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約 61 万件であるが、その 5 割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約 4 割、印鑑証明書は約 6 割といった状況である。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約 7 割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から 6 年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という 4 つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年 10 月から実施）、郵便局への行政証明書発行事務の委託化（見直し出張所近くの 11 局のみ）、6 つの公金のコンビニ収納の利用促進）、身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）、区民事務所の増設（早宮にある第二と関の 2 つの出張所を区民事務所へ）、区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））という 4 つの具体的な取り組みを進めていく。

光が丘地域とは直接関係しないが、見直しを行う出張所の窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に11の郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

- （意見）高齢化が著しく、今後もそれは進んでいくだろう。高齢者の住む地域で行政サービスを行う施設を置くという視点が、今後の社会には必要であると思う。効率化も理解できるが、そうした見直しを行いながらも高齢者への対応も同時に考えてもらいたい。また、コンビニも人数が少ない、郵便局も様々な業務を行いながら、本当に現在のサービス水準を維持できるのか不安がある。
- （回答）高齢者の対応については、出張所の件だけでなく全区的にこういった需要があるのか確認し、ニーズに的確に対応していかなければならないと思っている。今回の出張所の見直しについては、閑散となっている出張所の現状（取扱件数の著しい減少、証明書交付等の特定目的での来所など）と行政改革の視点から、区としてやらざるを得ないことであると認識している。また、高齢者の方への対応として、郵便局への窓口委託を行い、身近なところでの対人サービスを確保しながら、かつ職員数を増やさずに区民事務所の増設やサービスの拡大を進めていくこととした。ご理解をいただければ幸いである。
- （質問）3～4月の混雑期だけ、土日すべて開庁することで対応できないのか。
- （回答）今は第3土曜日の開庁以外に、3月の最終土曜日に臨時窓口を開設して対応している。土日開庁は、職員の労働環境の問題が大きい。委託している自治体もあるが、法律の理解やその対応など、見極めていく必要があると思っている。ひとまず練馬区民事務所の毎週土曜開庁の状況を見ながら、今後検討していきたい。
- （質問）3～4月の混雑期だけ、応援体制を組むことはできないのか？

(回答) ご意見はよく理解できる。しかしながら、平成 20 年の再編時に、出張所では届出業務を行わなくなったため、職員がその事務スキルを維持することが難しくなっている(スキルのある職員を集めることが難しい)。その他の混雑期の対応も色々検討してきたが、抜本的な改善につながっていないのが現状である。

(意見) 体制見直し後の出張所を、高齢者の相談を受けるなど、高齢者福祉の拠点として活用できないか検討してほしい。

(回答) 担当部署とも状況確認し、検討していきたい。

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料 1 に基づき説明。

支援事業については、25 年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9 月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。新規に名簿登録をする場合には、これまでと異なり、いくつかの登録要件を設けている。その他、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けた内容となっている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書(第 1 号様式)(8 ページ記載)を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう(代表者住所・電話番号は非公開とすることができる)。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

(2) 地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

25 年度は、練馬区で 30 件の申請があった。今後の参考にしていきたい。

26 年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各

自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。清算の時期が近付いてきたので、改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。また、助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について

〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施

していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。すべて無料である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織設立のメリットや活動例については、資料を各自でご確認をお願いしたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について

[日本赤十字社]

25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いである。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介 [健康推進課]

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたいと思います。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホーム

ページには全文を掲載する。作成部数が 20,000 部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介
〔防災課・健康推進課〕
この冊子については、支部会後の光連協幹事会にてご紹介をさせていただきます。

(質問・意見) 特になし。

閉 会

以上

平成25年度 第2回 第11支部会 議事要点記録

日時 平成26年2月22日(土曜日) 10時00分から11時50分

場所 谷原コミュニティ室

出席者 上原 正義(谷原町会会長・第11支部長)
宮部 忠孝(高野台町会会長・第11副支部長)
高山 明子(南田中団地第一自治会会長)
高城 康彦(南田中団地第四自治会会長)
平原 春好(石神井町一丁目東町会会長)

笠原 幸藏(富士見台町会会長・町会連合会監査)

敬称略

嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計9名

1 挨拶 第11支部長 上原 正義
町会連合会監査 笠原 幸藏

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1) 区民事務所等の見直しについて

〔区民サービス担当課〕

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進(税証明書等の自動交付機の拡充(昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった)、郵便局への行政証明書発行事務の委託化(この地域では、案として、谷原郵便局を調整中)、6つの公金のコンビニ収納の利用促進)、身近な窓口としての出張所の継続(職員は配

置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続) 区民事務所の増設(早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ)、区民事務所のサービスの拡大(練馬区民事務所を毎土曜開庁(他は土曜開庁は実施しない))、という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2~3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

(質問)自動交付機について、高齢者の方が間違えずに利用できるようなものか?

(回答)そんなに難しいものではないが、元々機械は苦手という方もいらっしゃると思う。

そのような方のためにも、近くの郵便局に委託化を行っていく。その郵便局への案内なども出張所にいる職員が行っていく。また自動交付機の利用案内も丁寧に行うので、ご利用をいただきたい。

(質問)自動交付機を利用するに当たって必要な手続きや持ち物に関する案内をしてほしい。また、谷原出張所の利用率などは把握しているか?

(回答)谷原出張所管内の自動交付機の利用率は、今は資料を持ち合わせていない。申し訳ない。自動交付機を利用するためには利用カードが必要となる。7月までは出張所でもそのカードの利用登録ができるが、新しい体制に移行すると区民事務所でしか手続きができなくなる。手続きには本人確認が必要になるので、免許書などの身分証明書をご持参願いたい。

(質問)住民基本台帳カードでは自動交付機は利用できないのか?

(回答)住基カードでは利用できない。印鑑登録カードは利用できる。

(質問)現在の区民事務所の待ち時間は、出張所職員の応援等の対応をとっても1時間以上になってしまうということか?

(回答)ご質問のとおり、そうした応援体制を組み努力しているが、どうしても3月下旬~4月上旬にかけて住所の移動が集中し、かなりお待たせする状況になっている。

(質問)今出張所でできる事務の中で、体制移行後、取り扱わなくなる事務はどのようなものがあるか?

(回答)軽自動車税の納税証明書と自動交付機の利用登録の2つについては、取扱件数が少ないことから、申し訳ないが、移行後は区民事務所でのみの取り扱いとなる。

(質問)再度の確認だが、自動交付機の利用をするために、別にカードを作らなければならないのか?

(回答)印鑑登録カードをお持ちの方は、暗証番号の登録をすれば、その印鑑登録カードで自動交付機が利用できるようになる。印鑑登録カードをお持ちでない方は、印鑑登録カードか、自動交付機の利用カードを作ってくださいことになる。

(質問)そのカードで交付が受けられる証明書は?

(回答)住民票、印鑑証明書、納税・課税・非課税証明書である。

(質問)谷原出張所は何人体制か?

- (回答)今は再任用等を含め5人体制。移行後は、正規2名、再任用等1名の3人体制となる。
- (質問)移行後の職員の仕事内容は?地域コミュニティの方はどうなっているか?
- (回答)地域コミュニティ活性化プログラムについては、大泉西地域をモデル地域として、各種取り組みを行っているところである。今後の展開は未定。来年度については、大きな体制の移行であるので、職員を配置し、円滑な移行に努めていく。
- (意見)特に高齢者の方々への丁寧な対応を行ってほしい。
- (回答)了解した。
- (意見)郵便局は皆さんよく利用するので、証明書交付のコーナーを設けたり、案内看板を充実させたり、うまく宣伝すればわかりやすくなるのではないか。
- (回答)区内全ての郵便局でこの事務を取り扱う訳ではないので、取り扱いをする郵便局にはのぼりを立てるなどの工夫を行っていききたい。
- (意見)できるだけスムーズな移行に努めてもらいたい。
- (回答)より一層丁寧な案内に努めていく。

2 議題

- (1)町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて
資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいていた「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書(第1号様式)(8ページ記載)を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう(代表者住所・電話番号は非公開とすることができる)。そのため、

公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

(質問) 町会・自治会の代表者だけでなく、担当者も公開の対象となるのか？

(回答) 公開対象にはならない。また、窓口での閲覧用名簿を作成している。その閲覧用の名簿には、希望があれば、非公開にできる項目もある。

(質問) 公文書公開請求はどのくらいの頻度であるのか？

(回答) 今回が初めてである。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

詳しくは送付したガイドラインをご覧ください。

(質問) 今年度、地域の底力を使って事業を実施した。来年度も継続したいと思うが、補助率は2分の1になるのか？

(回答) 来年度はB区分で申請すれば、10分の10の補助率になる。その次の年度になると2分の1になる。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(4) その他(全体質問・情報交換)

特になし。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について [地域振興課]

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていた

だと、「区民協働交流センター」と「Coconeri ホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は 50 パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

- (3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について [防災課]
- 訓練等助成金については、25 年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。
- 24 年度までは、一律 30,000 円を支給していたが、25 年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000 円～50,000 円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。
- 活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。また、助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。
- 今後、2 月下旬に 25 年度実績報告書および 26 年度交付申請書等を送付する予定。25 年度実績報告書は 4 月 30 日、26 年度交付申請書は 9 月末までにご提出をお願いしたい。
- その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

- (4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について [震災対策担当課]
- 本年 4 月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24 年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。
- センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1 階展示室と 3 階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。
- 26 年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の 3 つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。
- すべて無料である。ご利用をいただきたい。

- (5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]
- 「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の ~ 記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4 年に 1 度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもたちの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について [日本赤十字社]

25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いである。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特になし。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介 [健康推進課]

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかりと食べて、健康に生活をしていただきたい。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成25年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

[防災課・健康推進課]

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成25年度実施事業として、「NPO法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。

作成部数は20,000部である。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる2つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

この冊子は、手紙の形式で、「大切な人へ元気でいてほしい」を伝える一通の手紙のようなものとなっており、作成した団体の思いがたくさん入っている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っただけの話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

(質問) 区民協働交流センターの登録はどうしたらよいか？

(回答) 地域振興課にお越しいただき、団体登録申請書と予約システム登録申請書をご提出いただくことになる。添付資料は不要。登録完了後、登録証とシステム登録証を後日郵送でお届けする。多目的室の利用予約はパソコンから行っていただく。

(質問) ココネリホールでの食事は、こちらで勝手に用意してよいのか？

(回答) こちらでケータリング業者が数社入る予定なので、その中から選んで利用してもらえればと考えている。

(質問) 申請書は郵送してもらえるか？

(回答) 希望があれば郵送する。

(質問) 民間企業などが区民協働交流センターを押さえてしまって、他団体が利用できなくなるといった想定はあるか？

(回答) 民間企業などは、区民協働交流センターを利用希望する場合に一般団体扱いとなり、1か月前からの申込となる。一方、町会・自治会などの登録団体は6か月前からの申込ができるので、そういったことは想定しにくい。また、企業などの事業者は、産業振興センターの研修室の方を利用することが多いと思われる。

閉 会

第11 副支部長 宮部 忠孝

以上

平成25年度 第2回 第12支部会 議事要点記録

日時 平成26年3月4日(火曜日) 14時00分から15時30分

場所 石神井庁舎 第1会議室

出席者 出村 喬(都営上石神井団地自治会会長・第12支部長)

豊田 茂光(石神井町石神町会会長・第12副支部長)

柿沢 孝治(上久保町会会長・第12副支部長)

高橋 貴志(都営石神井町二丁目アパート自治会会長)

宮野 正夫(石神井ハイツ自治会会長)

栗原 秀雄(石神井台東町会会長)

本橋 敏昭(石神井台中央町会会長)

山下 正治(下石神井本睦町会会長)

酒井 利博(三原台町会会長代理)

富岡 哲夫(石神井町池淵町会会長代理)

本橋 正(石神井台沼辺町会会長代理)

渡邊 雍重(石神井町和田町会会長・町会連合会会長)

敬称略

嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)

長谷川佳子(区民サービス担当課区民サービス担当係)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計16名

1 挨拶 第12支部長 出村 喬
町会連合会会長 渡邊 雍重

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて

〔区民サービス担当課〕

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合

わせると窓口事務の約 8 割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約 7 割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から 6 年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という 4 つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年 10 月から税証明も自動交付機で取得可能となった）郵便局への行政証明書発行事務の委託化（見直す出張所近くの 11 局のみ）6 つの公金のコンビニ収納の利用促進）身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）区民事務所の増設（早宮にある第二と関の 2 つの出張所を区民事務所へ）区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））、という 4 つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

（質問）区報での周知は行うか？

（回答）5月1日号の区報特集号でお知らせする予定である。

2 議題

（1）町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料 1 に基づき説明。

支援事業については、25 年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用

目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）（8ページ記載）を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問）名簿に記載されている情報は？

（回答）団体名、代表者名、代表者住所・電話番号、加入世帯数である。他には、町会によっては、会への連絡担当者や会館・事務所の情報が載っている場合がある。

（質問）名簿はホームページに掲載されているのか？

（回答）当然掲載していない。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

（意見）地域の底力を利用して見たが、申請や実績報告書の作成が大変だった。

（3）今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会（加入世帯500世帯以上の町会・自治会）、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

（質問・意見）特になし。

（4）その他

（質問）名簿の加入世帯数の基準日が7月1日となっているが、町会費を7月1日までに

納付させ、世帯数を確定しなければならないということか。

(回答) そこまでは求めていない。通常、前年度の決算書ベースで加入世帯数の確認をさせていただいている。3月末から7月1日までのタイムラグがあるので、決算書等に記載の世帯数と完全に一致しないのは当然であると思っている。

(質問) 地域の底力再生事業の補助上限額は？

(回答) 単一町会なら20万円。補助率は、過去にこの制度を使ったことがあるかどうかで10/10か、1/2が変わってくる。また、事業区分によっても変わってくる。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について

〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ゼ

ひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせてクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について [日本赤十字社]

25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ！ 1日5とれとれ！」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ！ 1日5とれとれ！」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかりと食べて、健康に生活をしていただきたいと思います。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が 20,000 部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたいと思います。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通して防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は 20,000 部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っただけの話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと思います。

～全体を通じた質疑応答～

(質問) 防災の訓練等助成金の改正内容についてもう一度教えてほしい。

(回答) 今までは一律 30,000 円だった。改正後は、申請する活動計画に応じて 15,000 円～50,000 円までの間で助成金額が変わってくる。最後に、活動実績の報告をして、清算をすることになった。

閉 会

第 12 副支部長 豊田 茂光

以上

平成25年度 第2回 第13支部会 議事要点記録

日 時 平成26年3月17日(月曜日) 14時00分から15時40分

場 所 関コミュニティ室

出席者 土屋 和三(立野町会会長・第13支部連絡員)

高橋 勝雄(関町北三丁目町会会長)

鳥羽 貞夫(関町北四・五丁目町会会長)

中山 由美(ファミリーシティ武蔵関管理組合理事長代理)

宗形 積子(関町町会会長代理)

鷓沢 寛(関町東会会長代理)

渡邊 雍重(石神井町和田町会会長・町会連合会会長)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)

嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)

菅原 憲視(関地域支援推進事務局長)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計12名

1 挨拶 第13支部連絡員 土屋 和三
町会連合会会長 渡邊 雍重

(議題に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1) 区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務

所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった）郵便局への行政証明書発行事務の委託化（見直しを行う11の出張所近くの郵便局に委託を行う。関出張所は区民事務所になるので、この地域では郵便局への委託は行わない）、6つの公金のコンビニ収納の利用促進）、身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）、区民事務所の増設（早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ）、区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））、という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報特集号、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

（質問）委託する郵便局は本局か？

（回答）集配局では大泉、その他は特定郵便局となる。

（質問）待ち時間の短縮もサービス向上の一つであると思うが、郵便局は民营化以降、人員も少なくなり、サービスが悪く、待ち時間も多い。そうした中で郵便局に委託して、行政サービスの低下につながらないか疑念がある。民間の配送業者の方が今はサービスが良い。高齢者も多いので、よく郵便局側に話をしてもらって、トラブルが無いようにしてもらいたい。

（回答）行政改革の中で、人員を増やさず、サービスを拡充しなければならない。自動交付機の利用促進も行っていくが、それだけでは機械が不得手の方への対応が行き届かない。そうした中で全国160の自治体で導入実績のある郵便局への委託化に踏み切ることにした。郵便局員には法律で秘密保持規定、厳しい罰則も規定されている。区としての研修等もきちんと行う。この内容で1～2年実際に行った上で、郵便局の利用実績なども踏まえて、検証を行い、その後の対応を考えていきたい。

2 議 題

（1）町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）（8ページ記載）を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問）自治活動推進協力補助事業の実績報告書を提出する場合、領収書が必要か？

（回答）町会・自治会の決算書で構わない。領収書などの添付は必要ない。

（意見）町会・自治会は高齢化が著しい。人を集めるためのお土産などの支出が増えている。町会・自治会に加入しなくても生活に困らないからといって、未加入の世帯が徐々に増えているのが実態。若い方に協力をしていただかないと、様々な行事が立ち行かなくなる。マンションなども、町会・自治会にはなかなか加入してくれない。

（意見）私の町会では、PTAと良い関係を持ち、協力を得ている。

（意見）区でも、町会・自治会に入るメリットをもっとアピールしてほしい。

（事務局）区でも、加入促進についてはいくつかの取り組みを進めているところ。地域によっても状況が異なり、よりきめ細かな支援を行う必要があると認識している。今後も町会・自治会と区と手を取り合って、加入促進を進めていきたいと考えている。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各

自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会(加入世帯500世帯以上の町会・自治会)、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

- (4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について [震災対策担当課]
本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。
センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。
26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。
すべて無料である。ご利用をいただきたい。
- (5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]
「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。
ぜひご登録をお願いしたい。
- (6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]
この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。
昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。
組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。
ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。
- (7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について [日本赤十字社]
25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたいと思います。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたいと思います。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成25年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成25年度実施事業として、「NPO法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる2つの団体関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかない。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は20,000部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っただけの話合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと思います。

~その他~

- ・関町、立野地域は、区役所へのアクセスが不便である。以前あったシャトルバスをもう一度走らせてほしい。

閉 会

以上

平成25年度 第2回 第14支部会 議事要点記録

日時 平成26年3月6日(木曜日) 14時00分から16時00分
場所 上石神井出張所(仮設)会議室
出席者 中嶋 浩二(石神井会会長・第14支部長)
常澄 四郎(区営上石神井一丁目第二アパート自治会会長・第14副支部長)
水落敬太郎(富士見会会長)
藤沢 義則(石神井公園団地管理組合理事長代理)

尾崎 藤雄(上石神井町会会長・町会連合会副会長)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)
長谷川さん(区民サービス担当課区民サービス担当係)
渡辺 英明(上石神井地域支援推進員)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計10名

1 挨拶 第14支部長 中嶋 浩二
町会連合会副会長 尾崎 藤雄

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進（税証明書等の自動交付機の拡充（昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった）郵便局への行政証明書発行事務の委託化（この地域では、案として、練馬関一郵便局を調整中）6つの公金のコンビニ収納の利用促進）身近な窓口としての出張所の継続（職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続）区民事務所の増設（早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ）区民事務所のサービスの拡大（練馬区民事務所を毎土曜開庁（他は土曜開庁は実施しない））という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報特集号、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

（質問）従来の出張所でやっていた事務が全てなくなる訳ではないのか？

（回答）窓口はあるが、証明書の交付と収納業務は行わなくなる。今後は、自動交付機、郵便局、コンビニ等による収納を利用させていただくことになる。

（質問）各種取り次ぎ業務というのは、現出張所取扱事務の何割を占めるのか？

（回答）全体では3万件程度ある。各出張所でもバラつきがある。

（質問）事務見直しにより、窓口での業務を極力少なくするといった考えなのか？

（回答）今の非効率な状況を改善するために今回の見直しを行う。しかし、今後ずっと同じ体制でと考えている訳ではない。郵便局の利用実績等を見ながら検証を行っていく。

（意見）大きな見直しなので、色々意見があり、実施後の問題点もあると思う。その意見や問題点を受けて、その後、よりよい方向に改善をしてほしい。

（回答）出張所は、地域の方にとって身近な施設であり、扱っている業務も基幹的なものである。一方で、行政が取り扱う仕事の範囲が広くなり、財政も限られた中で、効率化を図っていくという視点も忘れてはならないと思っている。今回、様々な検討を行ってきた結果、こうした体制の見直しを行うこととなった。円滑な移行に努めていく。ご理解をお願いしたい。

2 議題

（1）町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めてい

く予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）（8ページ記載）を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問）補助金の交付時期はこれ以上早めることはできないのか？

（回答）7月1日が基準日なので、それ以降になってしまう。

（質問）自治活動推進補助事業の様式について、支出予定額の合計は、世帯割額と基礎額の合算額以上の金額にする必要があるか？

（回答）その通りである。

（質問）補助金は人件費に使えるか？

（回答）使えない。活動費に充ててほしい。

（意見）そうした使途が認められれば、活動に参加する人も増える場合がある。活動に限定するのではなく、町会・自治会の運営費に使えるようにしてもらえると助かる。

（質問）管理組合はなぜ利用できないのか？

（回答）東京都の取り決めであるため詳細な理由は分からない。区としては管理組合であっても自治活動を行っている団体があるため、そうした団体には補助金を交付することとしている。ご理解をお願いしたい。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資

金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(質問) スタンドパイプの購入とあるが、これは区からの貸与とは異なるのか？

(回答) 異なる。この助成金で、町会で購入した。この助成金には色々と制約がある。利用を検討の際は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(質問) 助成金額にバラつきがあるが何故か？

(回答) 補助率が異なるためである。利用が2回目以降の場合、補助率が1/2になることがある。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会(加入世帯500世帯以上の町会・自治会)、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。

25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について [震災対策担当課]

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもへの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(質問) どの団体がまとめ役になるのか？

(回答) 詳細は不明。学校や PTA が中心になるのではないかと。

(意見) 以前から話があるが、なかなかうまく機能しないのではないかと。避難拠点運営連絡会で十分ではないかと。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成 26 年度赤十字活動資金募集(お願い)について
〔日本赤十字社〕

25 年度の御礼と 26 年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25 年度の実績は資料のとおり。25 年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26 年度の資金募集については例年通りで、変更点は特になし。毎年 5 月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ！ 1 日 5 とれとれ！」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ！ 1 日 5 とれとれ！」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたいと思います。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が 20,000 部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通して防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかない。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は 20,000 部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使つての話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

<その他情報交換>

・会長交代について

閉 会

第 14 副支部長 常澄 四郎

以上

平成25年度 第2回 第15支部会 議事要点記録

日時	平成26年2月27日(木曜日) 19時00分から21時00分
場所	東大泉中央地域集会所 集会室1・2
出席者	手塚 昭(東大泉中村町会会長・第15支部長) 加藤 博(東大泉二丁目町会会長・第15副支部長) 川井 淳子(長月町会会長・第15副支部長) 榎本 宗一(東大泉和泉町会会長) 和田 勝(東大泉仲町町会会長) 永井 明(みつはし自治会会長) 井関 順一(大泉住宅共栄会会長) 小林 厚平(みやの町会会長) 宮本 久子(東泉町会会長) 福田 茂(橋戸町会会長) 金 栄河(都営東大泉団地自治会会長代理) 人見 清一(東大泉井頭町会会長代理) 渡部 兼公(東大泉宮本南町会会長代理)

平野繁太郎(南大泉連合町会会長・町会連合会会計)

敬称略

近野 建一(区民サービス担当課長)
嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)
川手 正明(大泉東地域支援推進員)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計19名

1 挨拶 第15支部長 手塚 昭
町会連合会会計 平野 繁太郎

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22

台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約 61 万件であるが、その 5 割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約 4 割、印鑑証明書は約 6 割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の 3 つを合わせると窓口事務の約 8 割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約 7 割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から 6 年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という 4 つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進(税証明書等の自動交付機の拡充(昨年 10 月から税証明も自動交付機で取得可能となった)郵便局への行政証明書発行事務の委託化(見直す出張所近くの 11 局のみ)6 つの公金のコンビニ収納の利用促進)身近な窓口としての出張所の継続(職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続)区民事務所の増設(早宮にある第二と関の 2 つの出張所を区民事務所へ)区民事務所のサービスの拡大(練馬区民事務所を毎土曜開庁(他は土曜開庁は実施しない))、という 4 つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

- (質問)税務署では e-Tax を推奨しているが、その手続きは本庁舎でしかできないのか?
- (回答) e-Tax を利用するための個人認証に関する手続きは練馬区役所の本庁舎でしか取り扱っていない。
- (意見) 期限が 3 年であり、もう少し長く利用期限を定めてほしい。また、多くのところで取り扱えるようにしてほしい。
- (回答) e-Tax は、国主体で動いているが、そのための住基カードは普及していない。今後、マイナンバー法案の動向を見極めながら、区民事務所でのサービスやその他のサービス体制を検討していく必要があると考えている。
- (意見) 人と人とのつながりの重要性が再認識されている中であって、機械化が進んでいくと、まるで逆行しているように感じる。
- (回答) 趣旨はよく理解できる。しかし、実際には窓口で区民の方が来ず、閑散となっている状況は解消していかなければならない。コミュニティに関する出張所の活用の仕方については、この体制移行後、皆様のご意見を伺いながら、検討していきたいと長期的に考えている。
- (意見) 高齢化が進んでいく中で、コミュニティの場の確保は重要だと思うので、考慮してほしい。

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書(第1号様式)(8ページ記載)を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう(代表者住所・電話番号は非公開とすることができる)。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

(質問) 既存の区域重複についても、この要綱制定により解消するという理解でよいか？

(回答) 既存の町会・自治会の区域については、この要綱の適用除外としている。新規に設立・名簿登録するような場合には、今後、この要綱に基づく登録要件や区域の調整等、必要な手続きを行っていただくことになる。既存の町会・自治会の区域重複の件については、個別対応とさせていただきたい。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にさせていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資

金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

(質問) 防災会、避難拠点運営連絡会などでは申請ができないのか？

(回答) この助成金の申請できるのは町会・自治会に限定されている。防災会やその他の地域活動団体はこの助成金を申請することはできない。ただし、町会・自治会が主催で、その他の団体が協力という形で事業に参加することは可能である。複数の町会・自治会が一緒になって事業を行う場合でも、連合会として組織化(規約の制定)されていないと連合組織としての申請はできない。南大泉連合町会のような地区の連合組織の場合は、助成上限額が100万円となる。練馬区町会連合会のような自治体単位の連合組織は200万円となる。

(質問) 連合の構成団体は何団体から認められるのか？

(回答) 特に定めはない。2団体以上となる。

(3) 今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会(加入世帯500世帯以上の町会・自治会)、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、も

れなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について [震災対策担当課]

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもへの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成 26 年度赤十字活動資金募集(お願い)について
〔日本赤十字社〕

25 年度の御礼と 26 年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25 年度の実績は資料のとおり。25 年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活用させていただいた。26 年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年 5 月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかりと食べて、健康に生活をしていただきたい。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が 20,000 部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成 25 年度実施事業として、「NPO 法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通じて防災教育を行っている団体である。こうした異なる 2 つの団体が関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにはいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は 20,000 部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っただけの話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

～その他質疑応答・情報交換～

(質問) 関越自動車道高架下活用について、進捗はどうなっているか？

(回答) 各施設の懇談会が終了し、3月下旬にまとめの全体懇談会が開催される。その後、住民説明会を開催し、設計図面等を公表する予定。スケジュールとしては、倉庫と交流広場は、27年度開設に向けて工事が始まる。リサイクルセンターおよび高齢者センターは、26年度に実施設計を行い、27年度工事、28年度開設という予定になっている。

(情報提供) 大泉学園駅北口再開発について

平成26年度に完成予定。23階建て。この工事に伴い近くバス停を移動させるようである。完成後は、ビルの中に、区民事務所、図書館の受け渡し窓口が入る。また若干であるが防災機能(帰宅困難者対応)を持たせる。また、駅前のペDESTリアンデッキ広場にはアニメを中心としてデザインされると聞いている。

(事務局) 青少年育成地区委員会も新しい施設に移設される。現大泉区民事務所の建物は地域集会所が残る。

(質問) 再開発ビルの中に、貸出できる会議室等のスペースは入るのか？また商業施設などはどうなっているか？

(回答) 集会所のような施設は入らない。地下にスーパーマーケットが入る。1階はバスとタクシーバースなど。3～5階にはレストラン等の商業施設も入ると聞いている。銀行や農協も入る。

閉 会

第15副支部長 加藤 博

以上

平成25年度 第2回 第16支部会 議事要点記録

日 時 平成26年2月22日(土曜日) 14時00分から16時00分

場 所 南大泉地域集会所 3階集会室

出席者 大湊 正男(南大泉六丁目町会会長・支部長)

山下 重吉(大泉一新町会会長)

井口 正光(南大泉一丁目町会会長代理)

加藤 義松(南大泉三丁目町会会長)

近藤礼次郎(南大泉4丁目第1町会会長)

福間 健節(南大泉四丁目第2町会会長代理)

舘 崇(南大泉四丁目第3町会会長代理)

漆原 邦夫(つくし町会会長)

加藤 政春(西大泉連合町会会長・町会連合会副会長)

平野繁太郎(南大泉連合町会会長・町会連合会会計)

相田 稔朗(南大泉二丁目町会会長・町会連合会監査)

敬称略

茂木 薫(南大泉図書館長)

嶋田 友子(区民サービス担当係長)

松井 友亨(大泉西地域支援推進事務局長)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

仲川 和広(地域振興課地域活動支援拠点担当係長)

佐藤 力(地域振興課地域活動支援拠点担当係)

計18名

1 会長挨拶 第16支部長 大湊正男
町会連合会副会長 加藤政春

2 議 題

(1) 町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく円滑に書類の提出があれば、9月下旬に補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、

これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することになった。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。

内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けたりしている。

更新手続きを行う場合には、これまで提出いただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、「町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）」（8ページ記載）を提出していただく必要がある。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいとの要望が寄せられている。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問）「練馬区自治活動推進協力費交付申請書」（4ページ掲載）の事業名欄に、例えば「いもほり」を記入することは可能か。

（回答）可能である。

（質問）8ページの「町会・自治会名簿登録申請書」に添付する書類について、総会議事録を付ける必要があるのか？

（回答）既に登録をしている町会・自治会は、「(1)町会・自治会調査票」および「(2)町会等を構成する世帯数が確認できる書類」の2点を添付していただければよい。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。第16支部からは、南大泉2丁目町会、南大泉3丁目町会、南大泉5丁目町会、南大泉6丁目町会が申請した。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済むようになり、自己資金の少ない町会・自治会も利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

申請にあたっては、書類の作成など大泉西地域活動支援拠点で支援させていただく。構想段階でも構わないので、気軽にご相談いただきたい。

(質問・意見)特になし。

(3) 今後の予定について
資料3のとおり。

(質問・意見)特になし。

3 その他

(1) 区民事務所等の見直しについて〔区民サービス担当課〕

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。

また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

この現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進(税証明書等の自動交付機の拡充、郵便局への窓口の委託化(この地域では、案として、練馬南大泉5郵便局を検討中)、コンビニ収納の利用促進)、出張所の機能をコミュニティ支援中心に転換(職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続)、区民事務所の増設(早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ)、区民事務所のサービスの拡大(練馬区民事務所を毎土曜開庁(他は土曜開庁は実施しない))、という4つの具体的な取組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひ区民サービス担当課(電話5984-1647)にご連絡をいただきたい。4月以降、区報、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存である。

(質問)自動交付機を使うにはどうしたら良いのか?

(回答)自動交付機の利用には、「印鑑登録証などのカード」と「事前の暗証番号などの利

用登録」が必要。印鑑登録証の発行は区民事務所で行っている。すでに印鑑登録証などのカードをお持ちの方は、区民事務所または出張所にて暗証番号の登録を行っていただければ、即日、自動交付機を利用することができる。7月22日以降は、出張所で暗証番号の登録が行えなくなるので、まだ登録を行っていない方がいたら、早めに登録をお勧めする。

- (意見) 高齢者が自動交付機を利用するのは難しい。高齢者にとって使いやすいサービスとなるよう、郵便局には丁寧な対応をしてくれるようお願いしたい。
- (意見) 出張所機能の移行の仕方について、全てをいっぺんに実施するのではなく、モデルで行い、問題をつぶして改善してから、その他の場所でも実施するようにしてほしい。
- (回答) 問題がないよう準備を進め、サービスが低下しないように努めていく。

(2) 区民協働交流センターについて〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。

(質問・意見) 特になし。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績との差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

不明な点などがあれば、区民防災第二係(電話 5984-2605)までご相談を。

(質問・意見) 特になし。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について〔震災対策担当課〕

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施している。防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と

3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子供向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内〔安全・安心担当課〕

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の ~ 記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内〔安全・安心担当課〕

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子供の切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくということで、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

町会・自治会の皆さまに防犯・防火活動をより一層積極的に行ってほしいということではなく、これまで行っている防犯・防火活動を、学校やPTA、その他の地域活動団体との情報交換等を通じて情報を共有しながら、子供たちをはじめ地域の安全・安心につなげていただければとの思いでのお願いである。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば安全・安心担当課(電話 5984-1239)までお問合せいただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と

平成 26 年度赤十字活動資金募集 (お願い) について〔日本赤十字社〕

(質問・意見) 特になし。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

このハンドブックに関する勉強会や料理教室を開催したいなど要望があれば、講師を派遣することができる。その際、もれなく参加者にこのハンドブックを配布する。勉強会は、総会などの集まりの前の 30 分間程度の時間でも構わない。ご希望があれば、気軽に健康推進課 (電話 5984-4679) にご相談いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成 25 年度実施事業冊子「食と防災」のご紹介

〔健康推進課〕

(質問) この冊子は町会員に評判がいい。もらえるのか?

(回答) 数に限りがあるため、町会員全員に配布することは難しい。回覧板で回覧するためなどであれば、対応することが可能。希望があれば、大泉西地域活動支援拠点 (電話 3925-2101) にご相談いただきたい。

(10) 南大泉図書館からお知らせ

昨年、南大泉 4 丁目第 1 町会の夏まつりにおいて、紙芝居の読み聞かせを行わせていただいた。紙芝居の読み聞かせだけでなく、判じ絵や歴史クイズ (江戸なぞなぞ) なども行うことが可能。地域のイベント等で図書館としてご協力できることがあれば、ご連絡いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(11) 大泉西地域活動支援拠点からお願い

昨年同様、町会の総会への参観をお願いしたい。後日、個別にお願いのご連絡をする。

閉 会 町会連合会会計 平野繁太郎

以上

平成25年度 第2回 第17支部会 議事要点記録

日 時 平成26年3月5日(水曜日) 18時30分から20時00分

場 所 大泉北地域集会所 集会室1・2

出席者 加藤 信昭(大泉学園町仲町会会長・第17支部長)
國分 昭夫(大泉町二丁目町会会長・第17副支部長)
三戸 英一(大泉町三丁目町会会長)
柏崎 強(大泉町四丁目町会会長)
岩本 守人(大泉北泉町会会長)
勅使川原純一(練馬区北園町会理事長)
加藤 勝(大泉学園南町会会長)
加藤 哲夫(大泉学園親交会会長)
加藤 忠男(大泉学園中央会会長)
西村 貴(大泉学園町長栄会会長)
小川 善昭(大泉学園町東町会会長)
天野 敏(大泉学園東自治会会長)
竹内 彰一(関越道沿線町会会長)
立花 正夫(大泉町六丁目町会会長代理)
越後 勝彦(大泉北泉町会副会長)

加藤 政春(西大泉連合町会会長・町会連合会副会長)

敬称略

嶋田 友子(区民サービス担当課区民サービス担当係長)
長谷川佳子(区民サービス担当課区民サービス担当係)
山田 徳和(大泉北地域支援推進員)
松本真由美(地域振興課地域施設係長)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計22名

1 挨拶 第17支部長 加藤 信昭
町会連合会副会長 加藤 政春

(議題(2)に入る前に、区民サービス担当課から説明)

3 その他

(1)区民事務所等の見直しについて [区民サービス担当課]

この件については、昨年7～8月にかけて行われた支部会において、ご説明をしたところであるが、大きな体制の見直しであり、実施まで残り半年と近づいてきたので、改めてご説明に伺った。繰り返しになるが、理解を深めていただき、不明な点があればご質問、ご意見を伺いたい。

昨年6月に「区民事務所等のサービスの拡充と事務の効率化に関する基本計画」を策定した。このあらましについて資料を基に説明する。

平成20年1月に17か所の出張所を、届け出や証明事務を行う4つの区民事務所とそれ以外のサービスを行う13の出張所に再編し、自動交付機を導入した(21か所22台体制)。住民票と印鑑証明書の総発行通数が約61万件であるが、その5割くらいが自動交付機で取られている。住民票は約4割、印鑑証明書は約6割といった状況である。出張所窓口での区民の方の用件としては、住民票、印鑑証明書および税証明の3つを合わせると窓口事務の約8割を占め、これがすべて自動交付機で対応が可能となっている。支払いの方では、コンビニ収納が確実に普及している。代表的なところでは、国民健康保険料は納付書をお送りした方の約7割がコンビニで支払われている。また、区民事務所の窓口開設時間を拡大した。この再編から6年が経過する中で、出張所の事務効率の低下、出張所の身近な窓口としての役割、区民事務所の待ち時間の増加、窓口サービスの拡充の要請、という4つの現状と課題が生じている。

こうした現状と課題を踏まえて、出張所窓口事務の機械化・委託化の推進(税証明書等の自動交付機の拡充(昨年10月から税証明も自動交付機で取得可能となった)、郵便局への行政証明書発行事務の委託化(この地域では、案として、大泉郵便局を調整中)、6つの公金のコンビニ収納の利用促進)、身近な窓口としての出張所の継続(職員は配置し、体制の移行に関するご案内および一部の取次業務等を実施。また青少年育成は継続)、区民事務所の増設(早宮にある第二と関の2つの出張所を区民事務所へ)、区民事務所のサービスの拡大(練馬区民事務所を毎土曜開庁(他は土曜開庁は実施しない))、という4つの具体的な取り組みを進めていく。

出張所窓口取扱事務の移行については、資料に記載のとおりである。地域での事務サービスの水準を低下させないように進めていきたいと考えている。

今後としては、2～3月に町会連合会の各支部会にて説明をさせていただく。個々の町会・自治会の集まりでの説明をご希望される場合は、ぜひご連絡をいただきたい。4月以降、5月1日区報特集号、ホームページ等での本格的な周知を行っていく。26年7月1日に郵便局での証明書発行を開始、7月22日から新しい体制を開始する。区民の方の大きな混乱がないように進めていく所存。

(質問)大泉北出張所の耐震工事について、今後の予定は?

(回答)工事は、今年の夏ごろから行う予定。移転の日程等はまだ決まっていない。決まり次第、詳細をご案内させていただきます。

(意見)大泉町は出張所の空白地域である。何とかならないものか。

2 議題

(1)町会・自治会の支援策および支援策に係る手続きについて

資料1に基づき説明。

支援事業については、25年度と変更はないが、自治活動推進補助事業の申請様式に一部変更がある。申請段階で、補助金を充てる予定の事業名と支出予定額を記入していただき、翌年度に実際に補助金を充てた事業報告書を提出していただくことになる。

スケジュールについては概ね昨年と同様だが、自治活動推進補助事業のみ、不備なく

書類の提出があれば、9月下旬までに補助金の振り込みができるよう、事務を進めていく予定である。

また、これら支援事業を受けるためには、町会・自治会名簿への登録が必要であるが、これまで、名簿への登録に関し、基準や手続きなどのルールを明文化したものが無かった。このたび、このルールを定める管理要綱を制定することとした。この要綱は、これまで行ってきた事務を明文化したものであり、既に登録をしている町会・自治会にとっては、大きな影響や変更点はない。案の段階だが、内容としては、新規に名簿登録をする場合には、「区域が重複しないこと」や「1年以上の活動を継続していること」、「予算・決算等の会計事務が適正に行われていること」などの登録要件を定めたり、名簿の利用目的、名簿登録情報、名簿閲覧や閲覧制限に関する規定を設けている。

更新手続きに際して変わる点としては、これまで提出していただいている「町会・自治会調査票」および「加入世帯数が確認できる書類」に加えて、町会・自治会名簿登録申請書（第1号様式）（8ページ記載）を提出していただくことである。

名簿の閲覧について、補足説明をさせていただく。これまでも様々な団体、企業、業者から、営利目的も含めて様々な理由により名簿を閲覧させてほしいと、窓口や電話による問合せがある。これまでも営利目的等の理由である場合は、閲覧を制限している。しかしながら、区の情報公開条例に基づいた公文書公開請求があった場合は、閲覧理由にかかわらず団体名と代表者名、場合により事務所や会館の住所・電話番号も、公開の対象となってしまう（代表者住所・電話番号は非公開とすることができる）。そのため、公文書公開請求があれば、これらの情報は公開せざるを得ない。この点については、予めご了承をいただきたい。

（質問・意見）特になし。

（2）地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

25年度は、練馬区で30件の申請があった。今後の参考にしていただきたい。

26年度もこの制度は引き続き実施される。募集スケジュールも例年同様なので、各自ご確認いただきたい。変更点としては、事業実施前に概算払いを受けられる金額が、5割から7割に引き上げられた。これにより、立替払いの金額が少なくて済み、自己資金に余裕のない町会・自治会でも利用しやすくなったと思う。ぜひご利用いただきたい。

（質問・意見）特になし。

（3）今後の予定について

資料3に基づき説明。

2～3月中に各支部会を実施。4月に常任理事会（加入世帯500世帯以上の町会・自治会が対象）、5月に総会・懇親会、7月に支部連絡会を開催する予定。各自ご予定をお願いしたい。

(質問・意見)特になし。

(4) その他

(副支部長)大泉北地区祭を今年もやるので、皆さんぜひご協力をいただきたい。

(支部長)17支部の町会・自治会長の名簿を提供してほしい。

(質問)現在、大泉北出張所で仮ナンバーの手続きを行っているが、見直し後はどこで手続きをすればよいのか？

(回答)確認し、後日回答する。

確認したところ、7月の移行後は、大泉区民事務所で取り扱うことになる。

(質問)補助金の申請書の書き方をもう一度教えてほしい。

(回答)「1世帯120円」+「団体規模別の基礎額」の合算額を上回る金額になる事業名と支出予定額をご記入いただきたい。

3 その他

(2) 区民協働交流センターの開設について

〔地域振興課〕

本年4月14日に、練馬駅北口複合施設(Coconeri)がオープンする。施設の概要は、資料に記載のとおり。3・4階部分に区民・産業プラザが入る。区民・産業プラザは、「区民協働交流センター」「Coconeriホール」「産業振興センター」の3つから成る。町会・自治会については、このうち「区民協働交流センター」の団体登録を行っていただくと、「区民協働交流センター」と「Coconeriホール」の利用予約を優先的に行うことができるようになる。使用料は50パーセントの減額が受けられる。団体登録を希望する場合は、地域振興課へご連絡をいただきたい。

(3) 区民防災組織に交付する訓練等助成金について

〔防災課〕

訓練等助成金については、25年度から制度の改正を行った。改めて、改正の概要と今後の日程についてご案内する。

24年度までは、一律30,000円を支給していたが、25年度からは、年間の活動計画に応じて、15,000円～50,000円を支給することとした。清算については、改正前は残額を返還となっていたが、改正後は、申請時の活動計画と実際の活動実績を比べて、その差額を返還することになる。

活動実績には、訓練だけでなく、資料にあるような活動も実績に含められるので、もれなく記載をお願いしたい。

助成金は、訓練費だけでなく資器材管理費や広報費・会議費等に使用できるので、活用してほしい。

今後、2月下旬に25年度実績報告書および26年度交付申請書等を送付する予定。25年度実績報告書は4月30日、26年度交付申請書は9月末までにご提出をお願いしたい。

その他不明な点などがあれば、担当までご相談をいただきたい。

(4) 練馬区立防災学習センターの概要および実施事業について [震災対策担当課]

本年4月に練馬区立防災学習センターという新しい施設を開設する。24年度から、ねりま防災カレッジ事業を実施しているが、防災学習センターは、この防災カレッジ事業の中心拠点となる施設である。防災知識や技術の向上、地域の防災活動のために、ぜひご活用をいただきたい。

センターは、光が丘第二小学校の跡施設の一部を活用したものであり、1階展示室と3階研修室が主な施設である。その他、運動場や体育館等において、体験型講座も実施していく。

26年度の防災カレッジは、それぞれの防災知識の習熟度に合わせたクラス別コース、講師を派遣する出前防災講座、初期消火体験や各種資器材等の体験などの体験型講座の3つが主なものである。その他として、普通救命講習や夏休みの子ども向け防災講座など、年間を通じて各種講座を実施していく予定。

すべて無料である。ご利用をいただきたい。

(5) 「地域防犯防火活動実施団体」登録制度のご案内 [安全・安心担当課]

「地域防犯防火活動実施団体」については、既に多くの方々に登録をいただいているが、これから活動を行いたい方や未登録の方がいらっしゃれば、ぜひ登録をいただきたい。登録要件は、資料の～記載のとおりである。登録をしていただくと、ボランティア保険の加入、パトロール用品の支給(4年に1度更新有り・上限有り)、安全・安心パトロールカーの貸出といった支援が受けられる。

ぜひご登録をお願いしたい。

(6) 「地域防犯防火連携組織」のご案内 [安全・安心担当課]

この組織は、防犯・防火の情報交換や連絡調整を行っていただく組織であり、練馬区安全・安心協議会での審議を経て、平成18年度から設立が開始されている。

昨年6月に、大泉第一小学校の子どもの切りつけ事件を受けて、より一層の充実を図っていくため、組織化を推進しているところである。現在、学校やPTAに対し、組織の設立について前向きに検討をしていただくようお願いをしている。町会・自治会の皆さまには、既に学校やPTAにご協力をいただいているところであるが、学校やPTAから地域の方々にも声がかかることもあると思う。恐縮であるが、ぜひともご理解、ご協力をお願いしたいと考えている。

組織を設立すると、警察や消防から最新の情報が入手できたり、活動費の助成が受けられたりするメリットもある。

ぜひご協力をお願いしたい。不明な点があれば担当課までお問合せいただきたい。

(7) 赤十字活動資金募集へのお礼と平成26年度赤十字活動資金募集(お願い)について

[日本赤十字社]

25年度の御礼と26年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度の実績は資料のとおり。25年度は国内外で多くの自然災害が発生し、その支援等で活動資金を活

用させていただいた。26年度の資金募集については例年通りで、変更点は特にない。毎年5月を社員増強月間としており、ご負担をおかけするがご協力をお願いしたい。

(8) 食育実践ハンドブック「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」のご紹介〔健康推進課〕

昨年に引き続き、食育実践ハンドブックを作成した。「野菜とれとれ! 1日5とれとれ!」というタイトルが内容のすべてを物語っている。練馬区では、まだまだ野菜の摂取量が足りていない状況なので、野菜をしっかり食べて、健康に生活をしていただきたい。

配布場所は、図書館、保健相談所、健康推進課、区民情報ひろばである。ホームページには全文を掲載する。作成部数が20,000部であり、限りがあるので全戸配布は難しい。町会・自治会で料理教室や勉強会等を行いたいということであれば、ぜひお声掛けいただきたい。

(9) 練馬区協働事業提案制度 平成25年度実施事業 冊子「食と防災」のご紹介

〔防災課・健康推進課〕

この冊子は、練馬区協働事業提案制度の平成25年度実施事業として、「NPO法人楽膳倶楽部」、区民防災組織「心のあかりを灯す会」と区との協働で作成したものである。楽膳倶楽部は、料理教室や配食サービスなどを中心に活動されている団体である。心のあかりを灯す会は、子どもたちに人形劇などを通して防災教育を行っている団体である。こうした異なる2つの団体関わっており、深い内容の冊子が出来上がった。区は、健康推進課と防災課が関わっている。

冊子の構成としては、前半が「食を通じた防災知識編」、後半が「サバイバルレシピ編」となっている。サバイバルレシピは、献立自体は普通のものであるが、それを作る知恵や工夫の部分に注目していただきたい。

災害時には、ライフラインも寸断され、食材の確保も普段のようにいかないということは、東日本大震災のときに経験したところである。災害への備えをするときに、この冊子を活用してほしい。

この冊子の作成部数は20,000部である。配布場所は、区民情報ひろば、防災課、健康推進課、図書館で、一般配布を行っている。ホームページには全文掲載するが、一般配布は以上である。部数にも限りがあり、実際に活用してもらいたいとの思いから、冊子を使っての話し合いなどに活用する場合にお声掛けをいただきたいと考えている。

~全体を通じた質疑応答~

(意見) 地域防犯防火連携組織を作っても、メンバーが同じなので意味があるとは思えない。もう少し工夫が必要ではないか。

(回答) 担当課に伝える。

(質問) ココネリのリハビリテーション病院はどこが入るのか決まっているのか?

(回答) 決まっているが、失念してしまい、今はお答えできない。

確認したところ、医療法人 慈誠会となる。開設は5月1日の予定。

閉 会

第 17 副支部長 國分 昭夫

以上